



島根県報

平成31年 3月29日 (金)

号外 第 4 1 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(林 業 課) 2

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(水 産 課) 2

公布された条例等のあらまし**◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第38号）**

1 規則の概要

- (1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を平成32年 3 月 31日まで延長することとした。（第 6 条の 2 関係）
- (2) 森林経営管理法により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に係る貸付金の償還期間の特例を定めることとした。（第 6 条の 3 関係）

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

◇水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う引用する条項の整理

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（貸付金の償還期間等の特例）」を付し、同条中「平成31年 3 月 31 日」を「平成32年 3 月 31 日」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 3 森林経営管理法（平成30年法律第35号）附則第 2 条の規定により、同法第37条第 2 項の規定による経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に対する第 6 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「12年」とあるのは、「15年」とする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成20年島根県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和58年農林水産省令第45号」を「平成20年農林水産省令第10号」に改める。

第8条第1項中「第86条第2項、」を削る。

第11条中「第86条第3項、」を削る。

第12条中「第86条第4項及び」を削る。

第13条中「第86条第4項及び」を削り、同条第1号中「7人」を「3人」に改める。

第14条第1項中「第86条第4項、」を削り、同項第4号中「第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項」を「第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項」に改める。

第15条中「第107条まで又は第109条」を「第109条まで」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。